

仙台 UC カード会員規約

仙台 UC ゴールドカード会員特約

仙台 UC リボカード特約

仙台 UC カード会員規約

《一般条項》

第1条（会員-本人会員・家族会員）

1.株式会社仙台銀行（以下「当行」と称します。）に対し、UC カード会員規約（以下「本規約」と称します。）を承認のうえ、当行が発行するクレジットカード（以下「カード」と称します。）の利用をお申し込みいただき、当行がカード利用を承諾した方を本人会員とします。契約は、当行が承諾をした日に成立するものとします。

2.家族会員とは、本人会員の家族のうち、本人会員が、家族会員のカード利用について本規約の適用があることを承認のうえ本人会員の代理として指定して申し込みをし、当行が適当と認めた方とします。

3.本人会員は、家族会員のカード及び各種サービスの利用によって生じる一切の債務を負担します。

第2条（カードの発行と管理）

1.本人会員、家族会員（以下両者を「会員」と称します。）には当行が発行するカードを貸与します。

2.カードの券面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード裏面に印字される3桁の数字をいう）等（以下総称して「カード情報」と称します。）が表示されています。カードは、当行が所有権を有し、当行が会員に貸与するものです。また、カード番号は当行が指定の上会員が利用できるようにしたものです。会員はカード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって管理し、利用するものとします。また会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。なお、当行は、当行が必要と認めたときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。

3.会員は、当行よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該会員ご自身のご署名を行います。

4.カード及びカード情報は、カード表面にお名前が印字され所定の署名欄に自署した会員本人のみが使用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させたり提供したりすることも一切できません。第20条第5項に定める場合等におけるカード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は本人会員の負担とします。

5.会員が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又はカードもしくはカード情報が第三者に利用された場合、その利用代金等の支払いは本人会員の責任とします。但し、カ

ード又はカード情報の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当行が認めた場合は、この限りではありません。

6.カードの有効期限は当行が指定する日までとし、カードの表面に印字します。

7.カードの有効期限が到来する場合、当行は引き続き会員として適当と認めた方に新しいカードと本規約を送付します。なお、有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本規約の効力が維持されるものとします。

第3条（カードの年会費）

1.本人会員は、当行に対し所定の年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日はカード送付時に通知するものいたします。

2.支払方法は、第7条のカード利用代金の場合と同様とします。

3.すでにお支払い済の年会費は、退会又は会員資格の取り消しとなった場合その理由の如何を問わず返却いたしません。

第4条（暗証番号）

1.当行は本人会員からのお申し出により、カードの暗証番号（4桁の数字）を登録するものとします。但し、下記に該当する場合は、当行所定の方法により登録するものとします。

（イ）本人会員からのお申し出のない場合。

（ロ）当行が禁止している番号のお申し出があった場合。

2.会員は、暗証番号を第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

3.会員が第三者に暗証番号を知らせ、又は暗証番号が第三者に知られた場合、これによって生じた損害は、本人会員の負担とします。但し、暗証番号の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当行が認めた場合はこの限りではありません。

第5条（カード利用可能枠）

1.当行は第20条第1項に定めるショッピングサービス及び第28条第1項に定めるキャッシングサービスごとに、カード利用可能枠を設定いたします。会員は未決済利用代金を合算した金額がそれぞれの利用可能枠を超えない範囲でカードを利用することができます。なおショッピングサービスの利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、通信販売、電話予約販売代金、その他当行が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。

2.カード1回当たりの利用額は、日本国内の加盟店（以下「国内加盟店」と称します。）では当行が定める金額、日本国外の加盟店（以下「海外加盟店」と称し、「国内加盟店」との総称を「加盟店」とします。）ではマスターカード・アジア・パシフィック・PTE・リミテッドもしくはビザ・ワールドワイド・PTE・リミテッド（以下両者を「国際提携組織」と総称します。）が定める金額までとします。但し、カード利用の際、加盟店を通じて当行の承認を得た場合は、この金額を超えて利用することができます。

3.第1項にかかわらず、第20条第1項に定めるショッピングサービスのうち、第23条に

定める 1 回払いを除く支払区分については、当行が審査し決定した額を限度とする利用可能枠を定める場合があります。その場合、会員は、支払区分ごとの未決済の利用代金の金額が各々の利用可能枠を超えない範囲で利用することができます。但し、未決済の利用代金の合計が第 1 項に定める利用可能枠を超えるご利用はできません。なお、会員は、第 1 項又は本項に定める利用可能枠を超えたご利用について、第 23 条に定める 1 回払いを指定したものと様に取り扱われることを承認します。

4.第 1 項にかかわらず、第 29 条に定めるキャッシング（1 回払い）については、第 1 項に定めるキャッシングサービスの利用可能枠の範囲内で当行が審査し決定した額を限度とする利用可能枠を定め、会員は、キャッシング（1 回払い）の未決済の利用代金の合計が上記利用可能枠を超えない範囲で利用することができます。

5.カード利用可能枠は、法令に基づく場合その他当行が必要と認めた場合には、増額、減額又は利用停止ができるものとします。

第 6 条（複数枚カード保有における利用可能枠）

カードを複数枚保有している場合、当行が定める一部のカードを除いて各カード毎に定められた利用可能枠のうち、最も高い額を会員のご利用可能な上限額とします。但し、それぞれのカードの利用可能枠は、各カードに定められた額とします。

第 7 条（代金決済）

1.第 20 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービス（それらの手数料・利息を含みます。）の利用代金は、原則として毎月 10 日（以下「締切日」と称します。）に締め切り、当月 15 日（以下「算定日」という）に算定したものを、翌月 5 日（金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。）に本人会員が予め指定し、当行が認めた金融機関口座（以下「お支払預金口座」と称します。）から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。

2.会員の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当行が定める為替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算したレートを適用するものとします。

3.当行は前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払月の前月末頃、本人会員が予め届け出た送り先にご利用明細書として郵送又は電磁的方法により通知します。本人会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当行へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち 20 日以内にしていただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。

4.お支払預金口座の預金残高不足により、第 1 項のご利用代金の支払債務（以下「支払債務」

と称します。)の口座振替ができない場合には、当行は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部又は一部につき口座振替ができるものとします。

第8条（支払金等の充当順位）

1.お支払いいただいた金額が支払債務全額を完済するに足りない場合は、特に通知をせずに当行が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても異議のないものとします。なお、そのお支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知せずに当行が適当と認める順序・方法によりいずれの期限未到来債務に充当しても異議のないものとします。

2.第1項にかかわらず、第26条に定める「リボルビング払いの支払停止の抗弁」にかかわる充当順位については、割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

第9条（費用の負担）

本人会員のご都合による第7条第1項以外の支払方法によりお支払方法より発生した入金費用、公租公課及び、当行と本人会員の間で締結する本人会員の債務の支払いに係る公正証書の作成費用等は、退会後といえども本人会員が負担するものとします。なお、当行が受領する諸費用は、利息制限法及び出資の受入れ、預り金および金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。

第10条（退会及びカードの利用停止と返却）

1.本人会員は当行あて所定の退会手続きをすることにより、いつでも退会することができます。その場合、会員は、当行の指示する方法に従い、カードを返却又は裁断のうえ破棄するものとします。

2.会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当行が会員として不適当と認めた場合は、当行は、何らの通知又は催告を要せずして、カード及び第16条第1項（ロ）に定める付帯サービスの全部もしくは一部の使用停止又は会員の資格を取消しすることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合カードは当行の指示する方法に従い返却するものとします。

（イ）カードのお申込みもしくはその他の当行へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をした場合。

（ロ）本規約のいずれかに違反した場合。

（ハ）当行に対する支払債務又は当行の保証している債務の履行を怠った場合。

（ニ）個人信用情報機関の情報により、本人会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあると当行が判断した場合。

（ホ）第20条第4項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないと当行が認めた場合、又は第28条第1項に定めるキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当行との信頼関係が維持できなくなった場合。

(ヘ) 第 7 条第 1 項に定める自動振替手続きのために有効な金融機関口座の届出がない場合。

(ト) 第 11 条第 1 項又は第 2 項各号のいずれかに該当した場合。

(チ) 第 14 条第 1 項に違反したことなどにより、当行から本人会員への連絡が不可能であると当行が判断した場合。

(リ) 第 16 条の 2 第 1 項に規定する暴力団員等であることが判明した場合。

(ヌ) 第 16 条の 2 第 2 項に記載する行為を行った場合。

(ル) 第 16 条の 2 第 3 項に基づいて求めた報告を合理的な期間内に提出しない場合。

(ヲ) 本人会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当行から本人会員への連絡が困難と判断した場合。

(ワ) 本人会員が死亡した場合。

(カ) 本人会員が当行と締結した各種取引において、期限の利益を喪失した場合。

(ヨ) 本人会員が出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失又は在留資格の確認ができない場合。

3.前二項の場合、当該会員は以下の事項に同意するものとします。

(イ) 当該カードの利用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。

(ロ) 第 20 条第 5 項に定める継続的サービスの支払いにカードを使用している場合、会員はカード情報等を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行うこと及び、この変更手続きを行わないことにより、当該加盟店から当行が継続的サービスの代金債権を譲り受けた場合はこれをお支払いいただくこと。

(ハ) 会員資格を喪失した場合は、付帯サービスを利用する権利を喪失すること。

第 11 条 (期限の利益喪失)

1.本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。

(イ) 第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービス又は、ショッピングサービスの 1 回払いの利用代金の支払いを 1 回でも遅滞したとき。但し、利息制限法第 1 条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

(ロ) ショッピングサービス (1 回払いを除く) の利用代金の支払いを遅滞し、当行から 20 日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。

(ハ) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき。

(ニ) 差押・仮差押・保全差押・仮処分申し立て又は滞納処分を受けたとき。

(ホ) 破産・民事再生の申し立てを受けたとき、又は自らこれらの申し立てをしたとき。

(ヘ) カードの破壊、分解等を行い、又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、

解析等を行ったとき。

2.本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当行の請求により支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。

(イ) 商品の購入が割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当する場合で、本人会員が当行に対する支払いを 1 回でも遅滞したとき。

(ロ) 商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当行の所有権を侵害する行為をしたとき。

(ハ) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。

(ニ) 本人会員の信用状態が著しく悪化したとき。

(ホ) 会員が、第 16 条の 2 第 1 項又は第 2 項に違反したとき又は、当行が、第 16 条の 2 第 3 項に定める報告を求めたにもかかわらず、本人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

第 12 条 (遅延損害金)

1.約定支払日に支払債務の履行がない場合は、お支払いになるべき金額 (ショッピングサービスのリボルビング払いについてはその手数料を除きます。) に対して当該約定支払日の翌日から完済に至るまで、第 20 条第 1 項に定めるショッピングサービスは年 14.6%、第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービスは年 20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。但し、ショッピングサービスの 2 回払い・ボーナス一括払い・分割払いは支払債務の残金全額に対し法定利率により計算された額を超えないものとします。

2.本規約に基づく債務において期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済に至るまで、支払債務の残金全額に対して第 23 条第 1 項に定めるショッピングサービスの 1 回払い・リボルビング払いは年 14.6%、2 回払い・ボーナス一括払い・分割払いは法定利率、第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービスは年 20.0%の割合で計算した遅延損害金を申し受けます。

3.前二項いずれも計算方法は、年 365 日 (うるう年は年 366 日) の日割計算とします。

第 13 条 (カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補)

1.万一会員がカードを盗難、詐取、横領もしくはカード情報を不正取得 (以下「盗難」と総称します。) され、又はカードを紛失した場合は、会員は速やかに当行に電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。

2.カードの盗難・紛失により第三者に不正使用された場合、その代金等の支払いは本人会員の責任となります。

3.但し、前項により会員が被る損害は、次に掲げる場合を除き当行が全額てん補します。

(イ) 会員の故意又は重大な過失に起因する場合。

(ロ) 会員の家族、同居人、留守人その他の会員の委託を受けて身の回りの世話をする者など、会員の関係者の自らの行為又は加担した盗難の場合。

(ハ) 第 2 条に違反して第三者にカード又はカード情報を使用した場合。

(ニ) 当行が会員から盗難・紛失の通知を受理した日から 61 日以前に生じた不正使用の場

合。

(ホ) 戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合。

(ヘ) 本規約のいずれかに違反した場合。

(ト) 会員が当行の請求する書類を提出しない、もしくは提出した書類に不正の表示をした場合、又は被害調査に協力をしない場合。

(チ) カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。但し、第4条第3項但し書きに該当する場合を除きます。

(リ) 第1項に定める当行への届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出(以下、これらにつき本号において「各手続き」と称します。)において虚偽の申告があった場合、または故意もしくは過失により各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合。

4. カードの再発行は、当行が適当と認めた場合に行います。この場合、当行所定の手数料を申し受けます。その支払方法は、第7条のカード利用代金の場合と同様とします。

第14条 (届出事項の変更)

1. 本人会員が当行に届け出た氏名、勤務先、住所、メールアドレス、お支払預金口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当行に届け出た事項(取引目的等を含みます。)等に変更があった場合は、直ちに当行あてに所定の変更手続きをしていただきます。

2. 当行が本人会員から届出があった連絡先にご利用明細書、通知書等を送付した場合、または届出があったEメールアドレスにメールを送信した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があると当行が認めた場合はこの限りでないものとします。

3. 当行は、本人会員と当行との各種取引において、本人会員が当行に届け出た内容又は公的機関が発行する書類等により当行が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容又は収集内容に変更することができるものとします。

第15条 (外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用)

海外加盟店でカード利用する場合、現に適用されている又は今後適用される諸法令、諸規則などにより、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当行の要求に応じこれを提出するものとします。また、海外加盟店でのカードの利用の制限あるいは停止に応じていただきます。

第16条 (その他承諾事項)

1. 本人会員は、以下の事項を予め承諾するものとします。

(イ) 当行が本人会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。

(ロ) 当行又は当行の提携会社が提供する付帯サービス(以下「付帯サービス」と称します。)を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。

2. 本人会員は、以下の義務を負うことを承認します。

(イ) 当行が与信及び与信後の管理のため必要と認めた場合に、勤務先、収入等の確認を

求めるとともに住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票その他の所得証明書類等を取得又はご提出いただくこと。

(ロ) 第7条第3項に定めるご利用明細書は、電磁的方法又は郵送による方法で本人会員に通知すること。なお、当行は本人会員が電磁的方法による通知を希望しない場合は郵送で送付するものとしますが、この場合当行所定の発行費用をご負担いただきます。但し、ご利用明細書が貸金業法及び割賦販売法に基づき交付する書面である場合を除きます。

(ハ) 当行が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、又はカード情報を不正取得された場合は、当行からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。

3. 当行は、以下各号の行為を行うことができます。

(イ) 当行が本人会員に対し、与信及び与信後の管理、利用代金の回収のため確認が必要な場合に、本人会員の自宅住所、電話（携帯電話等を含む）、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ることがあること。

(ロ) 当行がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があると判断した場合には、会員に事前に通知することなく、第20条第1項に定めるショッピングサービス及び第28条第1項に定めるキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を留保し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。

(ハ) (ロ) の場合に、当行がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとること。

(ニ) 当行が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃すること。

4. 当行が本人会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当行は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当行は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当行が当該追加確認を完了した場合においても、当行は、会員に対する通知を行うことなく、第28条第1項に定めるキャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。

第16条の2（反社会的勢力の排除）

1. 本人会員は、会員が現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約するものとします。

(イ) 暴力団

(ロ) 暴力団員

(ハ) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

(ニ) 暴力団準構成員

(ホ) 暴力団関係企業

(ヘ) 総会屋等

(ト) 社会運動等標ぼうゴロ

- (チ) 特殊知能暴力集団等
 - (リ) これらの共生者
 - (ヌ) テロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者
 - (ル) その他これらに準じる者
- (以下総称して「暴力団員等」という)

2. 本人会員は、自ら又は第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (イ) 暴力的な要求行為
 - (ロ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (ハ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (ニ) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為
- (ホ) その他前各号に準ずる行為

3. 当行は、会員が暴力団員等、前項に定める確約事項への違反又は、次の各号に該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当行がその報告を求めた場合、会員は当行に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。

(イ) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用してると認められる関係を有すること。

(ロ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。

(ハ) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

第 17 条 (合意管轄裁判所)

会員と当行との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地及び当行の本店、支店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 18 条 (準拠法)

会員と当行との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第 19 条 (規約の改定並びに承認)

1. 当行は、次の各号に該当する場合には、本規約の変更の効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当行ホームページ (<https://www.sendaibank.co.jp/>) において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で本人会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、(ロ) に該当する場合には、当行は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめホームページへの掲載等を行うものとします。

(イ) 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。

(ロ) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

2. 当行は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当行ホームページ (<https://www.sendaibank.co.jp/>) において告知する方法又は本人会員に通知する方法その他当行所定の方法により本人会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、本人会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

《ショッピングサービス条項》

第20条（カード利用方法）

1. 会員は次の（イ）（ロ）（ハ）に掲げる加盟店にカードを提示するとともに、所定の端末に暗証番号を入力すること又は所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入及びサービスの提供を受けることができます（以下「ショッピングサービス」と称します。）。

（イ） 当行と契約した加盟店。

（ロ） 当行と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。

（ハ） 国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。

2. 会員は、当行が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、暗証番号の入力もしくは売上票等への署名を省略すること、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等によりショッピングサービスを受けることができます。

3. ショッピングサービスを取消す場合は、当行所定の手続きによるものとし、現金等での払い戻しはいたしません。

なお、ショッピングサービスが取消された場合等における取消処理についても、第7条第2項の規定が準用されます。第7条第2項の時点で適用されるレートと本項の取消し等の場合に適用されるレートは異なる可能性があります。

4. 会員は、換金又は違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、現在、通用力を有する紙幣・貨幣（記念通貨を除く。）の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。

5. 会員は、インターネット接続、保険、電気、ガス、水道利用等継続的サービス（以下「継続的サービス」と称します。）を提供する加盟店とのお取引にかかわる継続的サービスの利用料金のお支払にカードを利用する場合、会員がカード情報を当該加盟店に預託するものとして、その責任は本人会員の負担となることについて承認の上、ショッピングサービスを利用するものとします。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合もしくは退会又は会員資格喪失に至った場合、加盟店にその旨を申し出るものとします。なお

これらの事由が生じた場合は、当行が会員に代わって加盟店に対しこれらの情報を通知する可能性があることを会員は予め承認するものとします。

第 21 条（加盟店への連絡等）

会員のカード利用に当たっては、加盟店から当行が照会を受ける場合、また同様に当行から加盟店に照会を行う場合があります。この際、当行は加盟店に対して次の回答・確認・指示を行うことがあり、会員はこれを予め承認するものとします。

（イ）加盟店からの照会に対して当行が必要と認めた事項について回答すること。

（ロ）カードの提示者が会員本人であることを確認する可能性があること。

（ハ）会員のカード利用が本規約に違反する場合、違反するおそれのある場合、その他不審な場合などには、カードの利用をお断りする可能性があること。

（ニ）前号の場合、会員へのカード貸与を一時停止し、加盟店を通じてカードを当行に返却していただく場合があること。

（ホ）貴金属、金券等の一部商品については、カードの利用を制限させていただく場合があること。

第 22 条（立替払い又は債権譲渡）

1.当行は、会員の委託に基づき、加盟店がショッピングサービスにより生じた会員に対する債権を会員に代わって立替払いするものとし、会員は、あらかじめ異議なくこれを承認します。本人会員は、当行に対して、当行が立替払いにより本人会員に対して取得する求償金債権を支払うものとします。

2.前項により当行が取得する求償債権の債権額は、加盟店において会員がご利用になったショッピングサービスに係る売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額の合計金額とします。

3.会員は、当行の指定する加盟店においては、当行が立替払いを行うのではなく、加盟店がショッピングサービスにより生じた会員に対する債権を任意の時期及び方法で当行に譲渡し、当行がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、会員に対する個別の通知又は承諾の請求を省略するものとします。本項により当行が譲り受ける債権額については、前項の規定を準用するものとします。

（イ）加盟店が当行に譲渡すること。

（ロ）加盟店が当行と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当行に譲渡すること。

（ハ）加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当行に譲渡すること。

4.会員は、第 26 条第 1 項に該当する場合を除いて、カード利用により当行が譲り受けた債権に関して、加盟店に有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該

ご利用をもって承認するものとします。

第23条（支払区分）

1.会員はショッピングサービスの利用代金の支払いについて、カード利用の際に、1回払い、2回払い、3回以上の分割払い（ボーナス併用分割払いも含む。以下「分割払い」と称します。）、ボーナス一括払い、リボルビング払い（以下総称して「支払区分」と称します。）のいずれかを指定することができます。但し、加盟店及び商品又はサービスによっては、利用できない支払区分、回数があります。なお、支払区分の指定がない場合は、1回払いとさせていただきます。

2.海外でカードを利用した場合は、原則として1回払いとしますが、本人会員から当行に申し出があり、かつ当行がこれを認めた場合には、会員はリボルビング払いによる支払いを指定することができます。

3.会員が1回払い、2回払い、分割払い、ボーナス一括払いのいずれかを指定した場合は次のとおりとします。

（イ）支払回数、支払期間、実質年率、手数料は下記のとおりとなります。

a.支払回数

1回

2回

3回

5回

6回

10回

12回

15回

18回

20回

4回

ボーナス一括

b.支払期間

1ヶ月

2ヶ月

3ヶ月

5ヶ月

6ヶ月

10ヶ月

12ヶ月

15 ヶ月

18 ヶ月

20 ヶ月

24 ヶ月

c.実質年率 (%)

0

0

10.25

11.25

11.75

12.25

12.50

12.50

12.50

12.50

12.75

0

d.現金価格 100 円当たりの手数料額 (円)

0

0

1.71

2.85

3.42

5.70

6.84

8.55

10.26

11.40

13.68

0

ボーナス併用分割払いの実質年率は購入時期により、上記と異なる場合があります。

(ロ) 分割払いの場合、支払総額は現金価格に上記の表により算出した分割払手数料を加算した金額となります。また、月々の分割払いの支払金は支払総額を支払回数で除した金額（以下「分割支払金」と称します。）となります。但し、2 回払いの各回の支払分及び分

割支払金の単位は1円とし、端数が生じた場合は初回に算入いたします。

(お支払い例) 10万円の10回払いでご利用の場合

○分割払手数料 10万円×(5.7円/100円)=5,700円

○支払総額 10万円+5,700円=105,700円

○月々の分割支払金 105,700円÷10回=10,570円

(ハ) ボーナス併用分割払いについては、ボーナス加算月を夏8月、冬1月とし、ボーナス加算総額は現金価格の50%とし、ボーナス併用回数で均等分割(但し、ボーナス加算月の加算額は1,000円単位で均等分割できる金額とします。)し、その金額を毎月の分割支払金に加算してお支払いいただきます。なお、利用日、支払回数によっては、ボーナス併用分割払いのお取扱いができない場合があります。

(ニ) ボーナス一括払いの支払月は夏8月、冬1月とします。なお、取扱期間は当行所定の期間とさせていただきます、ボーナス支払月に一括してお支払いいただきます。

4.会員がリボルビング払いを指定した場合は、次のとおりです。

(イ) 毎月の支払元金(お支払いいただく金額のうちリボルビング払いに係る現金価格の残高(以下「リボ利用残高」と称します。)に充当される金額のことをいう。以下同じ。)は、末尾「毎月の支払元金(支払コース)」記載の支払コースの中から会員が申し込み時に予め選択し当行が認めたものとし、カード送付時の書面で通知します。本人会員には、支払元金に当行所定の手数料を加算した金額(以下「弁済金」と称します。)をお支払いいただきます。なお、本人会員の申し出があり当行が承認した場合は、支払コースの変更ができるものとします。

(ロ) 手数料は、毎月11日から翌月10日までの日々のリボ利用残高に当行所定の手数料率を乗じ年365日(うるう年は年366日)で日割計算した金額を1ヶ月分とし、翌々月の約定支払日に後払いしていただきます。但し、利用日から起算して最初に到来する締切日(締切日に利用がなされたときは当該締切日とします。)までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。なお、各会員に適用される手数料率はカード送付時に通知します。

(ハ) 本人会員の申し出があり当行が承認した場合は、毎月の支払元金の変更、翌月支払元金の増額支払いができるものとします。

5.本人会員は、当行が定める期間内に申出を行い当行が適当と認めた場合には、1回払い、2回払い、ボーナス一括払いをリボルビング払いに変更することができます。その場合、変更後の新たな弁済金は、支払区分の変更を当行が認めた日にリボルビング払いの利用があったものとして前項(イ)(ロ)により計算します。なお、2回払い分をリボルビング払いに変更する場合に変更の対象となる利用代金は、1回目の支払分に相当する算定日以前に変更の申出があった場合は当該利用代金の全額とし、当該算定日より後に申出があった場合は、支払金額が確定した各回の支払分に相当する利用代金分といたします。

6.会員は、手数料が金融情勢等の事情により変動することに異議がないものとします。また、第19条の規定にかかわらず、当行から手数料の料率変更の通知をした後は、分割払いは変

更後のご利用分より、また、リボルビング払いは通知したときにおけるリボ利用残高の全額に対して、改定後の手数料が適用されることに、会員は異議がないものとします。

第 24 条（商品の所有権）

商品の所有権は、ショッピングサービスの利用により生じた加盟店の会員に対する債権を当行が加盟店に立替払いをしたときに、加盟店から当行に移転し、当該商品に係る債務が完済されるまで当行に留保されるものとし、会員は、これを認めるものとします。

第 25 条（見本・カタログ等と現物の相違）

会員が加盟店に対して見本・カタログ等より申込みをした場合において、提供された商品、権利又は役務が見本・カタログ等と相違している場合は、会員は加盟店に商品の交換を申し出るか又は加盟店との間の当該契約の解除をすることができます。

第 26 条（支払停止の抗弁）

1. 会員は、ショッピングサービスに下記事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、支払いを停止することができるものとします。

（イ）商品、権利又は役務の提供がなされないこと。

（ロ）商品の破損、汚損、故障、その他の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合があること。

（ハ）商品、権利又は役務の提供について、その他加盟店に対して生じている事由があること。

2. 当行は、会員が前項の支払いの停止を行う旨を当行に申し出たときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。

3. 会員は前項の申し出をするときは、予め上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。

4. 会員は、第 2 項の申し出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面（資料がある場合にはその資料を添付いただきます。）を当行に提出するよう努めるものとします。また、当行が上記の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。

5. 第 1 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。

（イ）ショッピングサービスの利用が割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当するとき。

（ロ）会員の指定した支払区分が、1 回払いのとき。

（ハ）2 回払い、ボーナス一括払い又は、分割払いで利用した 1 回のカード利用に係る支払総額が 40,000 円に満たないとき。

（ニ）リボルビング払いで利用した 1 回のカード利用に係る現金価格の合計が 38,000 円に満たないとき。

（ホ）商品、権利又は役務の提供を受ける以外の目的でカードを利用したとき。

（ヘ）その他会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。

6.本人会員は、当行が利用代金の残額から第1項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後の利用代金の支払いを継続していただきます。

第27条（早期完済の場合の特約）

本人会員は分割払いの支払方法において、約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときは、78分法又はそれに準ずる当行所定の計算方法により、算出された期限未到来の分割払手数料のうち当行所定の割合による金額の払い戻しを当行に請求できます。

《キャッシングサービス条項》

第28条（キャッシングサービス）

1.会員は、以下いずれかの方法により当行から融資を受けること（以下「キャッシングサービス」と称します。）ができます。

（イ）当行又は当行の提携する金融機関等（以下「提携金融機関」と称します。）の現金自動支払機又は現金自動預払機（以下「CD・ATM」と称します。）を利用する方法。

（ロ）当行所定の手続きによりお支払預金口座に振込む方法。

（ハ）その他当行が定める方法。

2.1回当たりのキャッシングサービスの利用代金の額は、当行が認める場合を除き、原則として10,000円単位とします。但し、前項（ロ）の方法による場合、及び当行が認める場合に限り1,000円単位とします。

3.当行が別途認める場合を除き、キャッシングサービスの利用にはカードと暗証番号を使用し、所定の利用方法によるものとします。

4.約定支払日に利用代金の決済が遅延した場合など当行が相当と判断した場合は、キャッシングサービスの利用をお断りし、またカード貸与を一時停止することがあります。

5.キャッシングサービスの利用及びそのお支払いをCD・ATMで行う場合、当行所定の利用手数料（但し、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。）は本人会員が負担するものとします。

第29条（キャッシングサービスの利率等）

1.キャッシングサービスによる融資金（以下「融資金」と称します。）及び利息の支払方法は、ご利用の都度、1回払い（以下「キャッシング（1回払い）」と称します。）又はリボルビング払い（以下「キャッシング（リボ）」と称します。）のいずれかを指定します。但し、日本国外でキャッシングサービスをご利用の場合、支払方法はキャッシング（1回払い）に限ります。また、家族会員はキャッシング（1回払い）に限りご利用できます。

2.本人会員は、当行が別途通知した利率をもって計算された利息を支払うものとします。

3.利息は、締切日の融資金残高に対し前回の約定支払日の翌日から次回の約定支払日までの年365日（うるう年は年366日）の日割計算とします。但し、初回利息は、ご利用日の翌日から初回約定支払日までの日割計算によって計算した金額とします。また、キャッシング（リボ）の場合には、ご利用日にご返済いただく場合は、1日分の利息をお支払いいただきます。なお、融資利率が利息制限法第1条に規定する利率を超える場合は、超える部分

について本人会員に支払い義務はありません。

4.本人会員は、融資利率が金融情勢等の事情により変動することに異議がないものとします。また、第 19 条の規定にかかわらず、当行から利率の変更を通知した後は、融資金残高の全額に対して、改定後の利率が適用されることに、会員は異議がないものとします。

第 30 条（キャッシングサービスの返済方法等）

1.キャッシング（1 回払い）の返済方法は元利一括返済方式とします。

2.キャッシング（リボ）の返済については次のとおりとします。

（イ）返済方法は元金定額返済方式、ボーナス月元金増額返済方式の 2 種類から選択するものとします。なお、当行が認めた場合は、ボーナス月のみ元金返済方式を選択することができるものとします。

（ロ）毎月の返済額は、後記「キャッシングサービスのご案内」に定める返済元金と第 29 条で定める利率により当行所定の方法で計算された利息との合計金額とします。但し、キャッシング（リボ）の融資金残高が上記返済元金に満たない場合は、その融資金残高を元金とします。

（ハ）本人会員から申込みがあり、当行が認めた場合は返済方法及び返済元金を変更することができます。

第 31 条（早期返済の場合の特約）

本人会員は、約定支払日前であっても当行所定の返済方法により、融資金残高の全部又は一部をお支払いできます。

第 32 条（ご利用・ご返済にかかる書面）

1.当行は、貸金業法第 17 条及び同法第 18 条に基づき交付する書面（電磁的方法による場合を含みます。）をキャッシングサービスのご利用・ご返済の都度交付するものとします。但し、当行が当該書面に代えて毎月一括記載により書面を交付することについての承諾を本人会員から得た場合には、毎月一括記載により交付することができるものとします。

2.第 1 項の書面に記載する、返済期間、返済回数及び返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスのご利用又はご返済がある場合、変動することがあります。

仙台 UC ゴールドカード会員特約

第 1 条

株式会社仙台銀行（以下「当行」と称します。）に対し、仙台 UC カード会員規約（以下「会員規約」と称します。）及び本特約をご承認のうえ、当行が発行する仙台 UC ゴールドカードの利用をお申し込みいただき、当行が入会を認めた方を仙台 UC ゴールドカード会員とします。

第 2 条

当行に対し、会員規約をご承認のうえ、当行が発行する仙台 UC ヤングゴールドカードの利用をお申し込みいただき、当行が入会を認めた方を仙台 UC ヤングゴールドカード会員とします。

第3条

当行が適当と認めた場合、仙台 UC ヤングゴールドカード会員は、会員の年齢が満 30 歳となる誕生日以降最初に到来するカード更新月に仙台 UC ゴールドカード会員に切り替わることを予め承認いただきます。

仙台 UC カードカラット会員特約

第1条

1.株式会社仙台銀行（以下「当行」と称します。）に対し、仙台 UC カード会員規約（以下「会員規約」と称します。）及び本特約をご承認のうえ、当行が発行する仙台 UC カードカラットの利用をお申し込みいただき、当行が入会を認めた学生の方を仙台 UC カードカラット会員（以下「カラット会員」と称します。）とします。

2.カラット会員は、カラット会員が学校を退学・停学・休学した場合にも、当行が会員規約第 10 条第 2 項に基づき同項に定める措置を講じることができ、その際に同条第 3 項の適用を受けることを予め承認するものとします。

第2条

当行が適当と認めた場合、カラット会員は、卒業予定年の前年又は卒業した年のカード更新月に仙台 UC カード又は仙台 UC カードセレクトに切り替わることを予め承認いただきます。

仙台 UC カードセレクト会員特約

第1条

株式会社仙台銀行（以下「当行」と称します。）に対し、仙台 UC カード会員規約及び本特約をご承認のうえ、当行が発行する仙台 UC カードセレクトの利用をお申し込みいただき、当行が入会を認めた方を仙台 UC カードセレクト会員とします。

仙台 UC リボカード特約

第1条（リボルビング払い専用カード）

株式会社仙台銀行（以下「当行」と称します。）が発行するクレジットカードのうち、当行が指定するクレジットカード（以下「カード」と称します。）の会員が、仙台 UC カード会員規約（以下「会員規約」と称します。）及び本特約をご承認のうえ、所定の方法で申し込み、当行が適当と認めた場合、カードをリボルビング払い専用カード（以下「リボカード」と称します。）とすることができるものとし、又は、カードに追加してリボカードを貸与するものとします（前者をリボカード専用型、後者をリボカード追加型と称します）。

第2条（ショッピングサービス支払区分）

1.リボカードによるショッピングサービスの支払区分は、会員がリボカード利用の際に指定した支払区分にかかわらず、リボルビング払いを指定したものとします。但し、会員が分割払いを指定した場合は、その利用代金の支払区分は会員が指定したところによるものとします。また、指定外の加盟店又は、その他当行が指定したものにリボカードを利用した場合、1 回払いとなることがあります。

2. 前項の定めに関わらず、会員規約第 5 条第 1 項に定める利用可能枠を超えたご利用は、会員規約第 23 条に定める 1 回払いを指定したものと同等に取り扱います。

第 3 条（リボカード追加型）

1. リボカード追加型のリボルビング払いの利用可能枠は、当行が審査し決定した額までとし、カードのリボルビングに係る利用可能枠と合算した額までとします。

2. 会員は、リボカード追加型による利用代金等の債務がカードによる利用代金等の債務と合わせて取り扱われることを予め承認いただきます。

3. リボカード追加型は、キャッシング（リボ）は利用できないものとします。

4. 会員は、当行に対し会員規約第 3 条に定める年会費とは別にリボカード追加型について所定の年会費を支払うものとします。但し、リボカード追加型の年会費は、当行が別途定めて通知するまで無料とします。なお、すでにお支払い済の年会費は、理由の如何を問わず返却いたしません。

第 4 条（会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

<ショッピングサービス>リボルビング払いのご案内

1. 毎月の支払い元金（支払いコース）

利用残高

毎月の支払元金

残高スライドコース

定額コース

定率コース

A コース

B コース

C コース

D コース

20 万円以下

1 万円

2 万円

3 万円

4 万円

ご指定の金額 5 千円以上 6 万円まで（5 千円単位）* ゴールドカードは 1 万円以上未決済残高の 5%（1 円単位）但し、最低支払い元金 1 万円

20 万円超は 20 万円増すごとに

1 万円加算

2 万円加算

3 万円加算

4万円加算

注：利用残高が毎月の支払元金に満たない場合、翌月の支払元金は利用残高の全額となります。

2.お支払い例（定額1万円コース・実質年率15.00%の場合）

5月1日に80,000円をご利用の場合

(1) 6月5日に支払う弁済金（5月10日締切）

支払い元金 10,000円

手数料 0円（ご利用日から最初に到来する締切日までの期間は手数料計算の対象となりません）

弁済金 10,000円

(2) 7月5日に支払う弁済金（6月10日締切）

支払い元金 10,000円

手数料 5月11日～6月5日分+6月6日～6月10日分

$(80,000円 \times 15.00\% \times 26日 \div 365日) +$

$(70,000円 \times 15.00\% \times 5日 \div 365日) = 998円$

弁済金 10,000円+998円=10,998円

(3) 8月5日に支払う弁済金（7月10日締切）

支払い元金 10,000円

手数料 6月11日～7月5日分+7月6日～7月10日分

$(70,000円 \times 15.00\% \times 25日 \div 365日) +$

$(60,000円 \times 15.00\% \times 5日 \div 365日) = 842円$

弁済金 10,000円+842円=10,842円

※手数料計算期間が通常年とうるう年をまたぐ場合は、計算期間をそれぞれの年に分け、通常年は365日とうるう年は366日で計算します。

※残高スライドコース、定率コースを選択しているときは、各々の選択コースによる支払元金に読み替えて算定するものとします。

<キャッシングサービス>のご案内

名称

融資金

融資利率返済方式

返済期間

返済回数

担保・保証人

キャッシング（1回払い）利用可能枠（1～30万円）の範囲内（1万円単位） 実質年率15.00%

(ご利用日の翌日から返済日までの日割計算)

元利一括返済

23日～56日

1回

不要

キャッシング(リボ)

(※1)

利用可能枠(1～300万円)の範囲内(1万円単位) 実質年率15.00%・元金定額返済(1万円～5万円)(※2)

・ボーナス月元金増額返済

・ボーナス月のみ元金返済(※3)(5万円以上)

100万円未満の場合→1ヶ月～160ヶ月

100万円以上の場合→1ヶ月～100ヶ月

100万円未満の場合→1回～160回

100万円以上の場合→1回～100回

不要

※1: 学生用カード会員及び家族会員は、キャッシング(リボ)をご利用いただけません。また、一部提携カードの会員はキャッシング(リボ)のご融資内容を変更いただけない場合があります。

※2: 元金定額返済における月々の返済元金は、当行が認めた場合は5千円～5万円となります。

※3: ボーナス月のみ元金返済方式は、当行が認めた場合に限りご利用いただけます。

●遅延損害金 実質年率20.0%

≪個人情報取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項≫

申込者(以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」と称します。)は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。

第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託)

(1) 会員は、今回のお申込みを含む株式会社仙台銀行(以下「当行」と称します。)との各種取引(以下「各取引」と称します。)の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)を当行所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。

①各取引所定の申込時もしくは各取引において、会員が申込書に記載し、もしくは当行所定の方法により届出た会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他の連絡先情報(Eメールアドレス、SNSアカウントその他インターネット上の連絡先を含む。)、職業、勤務先、家族構成、住居状況、取引目的等の事項

- ②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報等のご利用状況及び契約の内容に関する情報
 - ③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況等各取引に関する客観的事実に基づく情報
 - ④会員が申告した会員の資産、負債、収入等、個人の経済状況に関する情報
 - ⑤会員の来店、問い合わせ、当行との連絡時における申出等により、当行が知り得た情報（映像・通話情報を含む）
 - ⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき会員の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に収集した情報
 - ⑦各取引の規約等に基づき当行が住民票の写し等、公的機関が発行する書類を取得した場合には、その際に収集した情報（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①～③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）
 - ⑧会員の源泉徴収票・所得証明等によって、収入の確認を行った場合には、その際に収集した情報
 - ⑨オンラインショッピング利用時の取引に関する事項（氏名、Eメールアドレス、配送先等を含む。）、ネットワークに関する事項、端末の利用環境に関する事項その他の本人認証に関して取得する情報
 - ⑩インターネット、官報や電話帳等一般に公開されている情報のうち、当行が会員に関する情報と判断したもの（会員情報を用いた検索結果、調査結果等を含む）
 - ⑪会員が当行に届出した電話番号及び住所の有効性に関する情報
- (2) 当行が各取引に関する与信、管理、その他の業務の一部又は全部を、当行の委託先企業に委託する場合に、当行が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。

第2条（第1条以外での個人情報の利用）

- (1) 会員は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当行が下記の目的のために第1条(1)①②③④⑤⑩の個人情報を利用することに同意します。
- ①当行のクレジット関連事業及び金融サービス事業（それらに付随して提供するサービスを含む。）、並びにその他当行の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内、関連するアフターサービス
 - ②当行以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内
 - ③当行のクレジット関連事業及び金融サービス事業（それらに付随して提供するサービスを含む。）、並びにその他当行の事業における市場調査、商品開発

※当行の具体的な事業内容は、当行ホームページ (<https://www.sendaibank.co.jp/>) に常時掲載しております。

(2) 会員は、当行がユーシーカード株式会社（以下「UC社」と称します。）に対して第1条(1)①②の個人情報を保護措置を講じたうえで提供し、UC社がクレジットカード事業におけるUC社及びUC社の加盟店等の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内を目的に第1条(1)①②の個人情報を保護措置を講じたうえで利用することに同意します。

(3) 会員は、第1項①②及び前項の利用について、中止の申出ができます。但し、各取引の規約等に基づき当行が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。

第3条（個人信用情報機関への登録・利用）

(1) 会員の支払能力の調査のために、当行が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟個人信用情報機関」と称します。）及び加盟個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」と称します。）に照会し、会員及び会員の配偶者の個人情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。なお、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関に登録されている個人情報は、割賦販売法等により、支払能力（返済能力）の調査以外の目的で使用してはならないこととされています。

(2) 会員の各取引に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、(3)に定めるとおり加盟個人信用情報機関に登録され、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

(3) 加盟個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報、及び登録期間は、下記のとおりです。

(株)シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト 15階

ナビダイヤル 0570-666-414

ホームページアドレス <https://www.cic.co.jp/>

登録情報 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量／回数／期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報

登録期間 ①本契約に係る申込みをした事実は当行が（株）シー・アイ・シーに照会した日から6ヶ月間

②本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後5年以内

③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後5年以内

※（株）シー・アイ・シー（CIC）の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

(株) 日本信用情報機構 (JICC)

〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号

住友不動産上野ビル 5 号館

ナビダイヤル 0570-055-955

ホームページアドレス <https://www.jicc.co.jp/>

※(株) 日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

(4) 提携個人情報情報機関は、下記のとおりです。

全国銀行個人情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

TEL 03-3214-5020 フリーダイヤル 0120-540-558

ホームページアドレス <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人情報情報機関です。

第 4 条 (個人情報の開示・訂正・削除)

(1) 会員は、当行及び加盟個人情報情報機関並びに提携個人情報情報機関に対して、下記のとおり自己に関する会員の個人情報の開示請求ができます。

①当行に開示を求める場合には、後記【問い合わせ・相談窓口等】に記載の(株) 仙台銀行お客さまセンターにご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。

②加盟個人情報情報機関及び提携個人情報情報機関に開示を求める場合には、加盟個人情報情報機関にご連絡ください。

(2) 万一当行の保有する会員の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当行は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第 5 条 (本同意条項に不同意の場合)

当行は会員が各取引のお申込みに必要な記載事項(各取引の申込書で会員が記載すべき事項)の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。但し、第 2 条 (1) ①②及び (2) に定める営業案内の利用について同意しないことを理由に各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることはありません。

第 6 条 (契約の不成立時及び終了後の個人情報の利用)

(1) 各取引の契約が不成立の場合にも、その不成立の理由の如何を問わず、当該各取引が不成立となった事実、及び第 1 条 (1) に基づき当行が取得した個人情報は以下の目的で利用されますが、それ以外に利用されません。

①会員との各取引(新たなお申込みを含む)に関して、当行が与信目的とする利用

②第 3 条 (2) に基づく加盟個人情報情報機関への登録

(2) 各取引が終了した場合であっても、第1条(1)に基づき当行が取得した個人情報は、前項①に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当行所定の期間保有し、利用します。

(3) 第1項②は、加盟個人情報機関及び提携個人情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されます。

第7条(合意管轄裁判所)

会員と当行の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、会員の住所地及び当行の本店、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第8条(条項の変更)

本同意条項は当行所定の手続きにより変更することができます。

【問い合わせ・相談窓口等】

- 1.商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
- 2.規約についてのお問い合わせ・ご相談は当行にご連絡ください。

お問い合わせ事項

相談窓口

住所・電話番号等

- ・個人情報の開示・訂正・削除、(第4条) その他当行が保有する個人情報について
- ・支払停止の抗弁に関する書面(会員規約第26条第4項)について
- ・当行及び加盟店の営業案内等、広告宣伝印刷物の中止(第2条)について
- ・その他本規約全般について

お客さまセンター

株式会社 仙台銀行

〒980-8656

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

TEL. 022-225-8241

2024年4月現在